

れいわ
令和3年度版

ねんどばん

れいわ ねん
令和3年
がつ にち
4月1日からの利用



なわてはなわてあいのきょうしつ

にゅう しつ あん ない

入室案内



し じょうなわてし きょういくいいんかい きょういくぶ せいしやうねんいくせいが
四條 躰市教育委員会 教育部 青少年育成課

〒575-8501 し じょうなわてし なかの ほんまち
四條 躰市中野本町1-1

でん わ
電 話：072-877-2121 (内線873)

0743-71-0330 (内線873)

ふ あっくす
ファックス：072-877-8300

たいしょうじどう
対象児童

しじょうなわてし きまじゅう しょうがっこう がくねん がくねん じどう
四條畷市に居住する、小学校1学年から6学年までの児童

かいしつじかん かいせつばしょ
開室時間・開設場所

- ★ 平日：放課後から午後6時30分まで
- ★ 土曜日、春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日：午前8時から午後6時30分まで
- ★ 午後6時30分から午後7時まで時間外利用可能（詳しくは4ページに記載）
- ※休室日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

	めい しょう 名 称	ていいん 定員	しょ ざい ち 所 在 地	でん わ 電 話
1	くすのきふれあい教室	80人	しりつ しょうがっこうない 市立くすのき小学校内	072-877-1804
2	おかべ しょうがっこう 岡部ふれあい教室	120人	しりつ おかべしょうがっこうない 市立岡部小学校内	072-879-6020
3	しじょうなわて しょうがっこう 四條畷ふれあい教室	120人	しりつ しじょうなわてしょうがっこうない 市立四條畷小学校内	072-878-7150
4	みなみ しょうがっこう 南ふれあい教室	80人	しりつ しじょうなわてみなみしょうがっこうない 市立四條畷南小学校内	072-878-0120
5	しのぶがおか しょうがっこう 忍ヶ丘ふれあい教室	80人	しりつ しじょうなわてちゅうがっこうないしょうちゅうれんけいどう 市立四條畷中学校内小 中連携棟	072-877-2054
6	たわら しょうがっこう 田原ふれあい教室	120人	しりつ たわらしょうがっこうない 市立田原小学校内	0743-78-8079

※各教室内の組分けは、青少年育成課にて行います。

りょうりょうとう
利用料等

利用料は児童1人につき月額7,000円です。なお、同一世帯で2人以上が同時に利用されている場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。

また、利用料以外に保護者負担として、おやつ代・雑費代月額1,300円が必要です。

※利用料等を滞納された場合は、退室していただくことがあります。また、次年度の利用をお断りすることがあります。

りょうりょう げんめん
利用料の減免

手続きは入室決定後（2月中旬以降）、保護者による申請制となっています。減免は申請月からの適用となり、遡ることはできません。

詳しくは利用許可書送付時に同封する文書をご確認ください。

りょうりょう 利用料	げんめんようけん 減免要件
めんじょ 免除	せいかつほごほう ひほごせたい 生活保護法による被保護世帯 とうがいねんどぶん しみんぜいひかぜいせたい おやせたい 当該年度分の市民税非課税世帯でひとり親世帯
2,800円 りょうりょう わり (利用料の4割)	じょうき のぞ とうがいねんどぶん しみんぜいひかぜいせたい 上記を除き当該年度分の市民税非課税世帯
4,200円 りょうりょう わり (利用料の6割)	じょうき のぞ ぜんねんどぶん しょとくぜいひかぜいせたい 上記を除き前年度分の所得税非課税世帯

りようもうしこ
利用申込み

りようもうしこ まいねんどひつよう
※利用申込みは毎年度必要です。

げんざい きようしつ にゅうしつ かた わす てつづ おこな
現在ふれあい教室に入室されている方も忘れずに手続きを行ってください。

ていしゅつしよるい
《提出書類》

- 【1】利用申込書 申込児童1人につき1部
 【2】入室要件を確認する書類（入室の順位を決める書類となります。）
 つぎの①～④にあてはまる場合は、必要書類を【1】と一緒に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	ほごしや しゅうろう 保護者が就労している	しゅうろうしやうめいしよ じえいぎやうしんこくしよ 就労証明書または自営業申告書 * ともばたら かてい りやうしん * 共働き家庭は、両親ともに提出してください。	かてい 1家庭につき ぶ ていしゅつ 1部提出
②	ほごしや ざいがくちゅう 保護者が在学中である	ざいがくしやうめいしよ 在学証明書	かてい 1家庭につき ぶ ていしゅつ 1部提出
③	ほごしや しっぺい ぶしやう 保護者が疾病・負傷している	いし しんだんしよ 医師の診断書など	
④	じどう しやう 児童に障がいがあり、 はいりよ ひつよう 配慮が必要である	じどうじやうきやうもうしたてしよ 児童状況申立書 * じどう さんこう * 指導の参考にするので、児童の様子を くたいてき きにゅう 具体的に記入してください。 * しやう しゃてちやう うつ てんぶ * 障がい者手帳の写しを添付してください。	にん じどう 1人の児童に ぶ ていしゅつ つき1部提出

た ひつようしよるい
【3】その他必要書類

つぎの①、②にあてはまる場合は、必要書類を【1】と同時に提出してください。

番号	入室要件	必要書類	部数
①	おやかてい ひとり親家庭である	ちちおや ははおやふ ざい もうしたてしよ 父親または母親不在の申立書	かてい 1家庭につき ぶ ていしゅつ 1部提出
②	じどう せいかつ はいりよ ひつよう ・児童の生活に配慮が必要 しえんがつきゅう にゅうしつよてい ・支援学級に入室予定	じどうじやうきやうもうしたてしよ 児童状況申立書 * じどう さんこう * 指導の参考にするので、児童の様子を くたいてき きにゅう 具体的に記入してください。	にん じどう 1人の児童につ ぶ ていしゅつ き1部提出

りようけつてい
利用決定

もうしこ しよるい かくにん せんこう うえ がつちゅうじゆん きやうしつりようきよかしよ ゆうそう せんこう
申込み書類を確認し選考の上、2月中旬に「ふれあい教室利用許可書」を郵送します。選考
は次のページに定める基準によって決定します。利用できない場合「入室保留通知」を郵送し
ます。その場合、欠員が出るまで「待機」となります。なお、りようりやうとう たいのう ばあい にゅうしつ
ふきよか
不許可となるため、ふれあい教室をご利用いただけません。

ていしゅつしよるい せんこうのこんきよしりやう
提出書類【2】①～④の書類は、選考の根拠資料となるため、提出漏れがあると選考基準が下
がります。必ず、あてはまる全ての書類を揃えてお申込みください。

＜入 室 選 考 基 準 表＞

大区分	対象となる児童	小 区 分		
A	保護者が①就労・在学 している ②疾病・負傷 ③障がい	1学年の児童	A1	
		2学年の児童	A2	
		障がいの ある児童	3学年の児童	A3
			4学年の児童	A4
			5学年の児童	A5
			6学年の児童	A6
		3学年の児童	A7	
B	未就労家庭の 障がい児童	1学年の児童	B1	
		2学年の児童	B2	
		3学年の児童	B3	
		4学年の児童	B4	
		5学年の児童	B5	
		6学年の児童	B6	
C	保護者が①就労・在学 している ②疾病・負傷 ③障がい	4学年の児童	C1	
		5学年の児童	C2	
		6学年の児童	C3	
D	未就労家庭の 児童	1学年の児童	D1	
		2学年の児童	D2	
		3学年の児童	D3	
		4学年の児童	D4	
		5学年の児童	D5	
		6学年の児童	D6	

- ※ 児童の利用選考基準は、小区分A1～の順とする。
- ※ 同順位の場合は厳正なる抽選を行う。
- ※ 利用料等を納期限までに払えない正当な理由があり、利用料等を分割などで納付しているものについては、基準の一番下位となる。その際は学年の低い児童の利用を優先する。
- ※ 障がい児童とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳のいずれかを所持しており、市長が認める者とする。

じかんがいりよう
時間外利用

● 時間外利用時間

ふれあい教室開室日の午後6時30分から午後7時まで

※通常のふれあい教室開室時間は午後6時30分までです。

● 時間外利用料

児童1人につき月額 700円

※同一世帯で2人以上が同時に利用されている場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。申込をした時点で利用料が発生いたしますので、ご注意ください。

● 減免

利用料の減免が適用された場合の時間外利用料は、次のとおりです。

利用料	減免要件
免除	生活保護法による被保護世帯 当該年度分の市民税非課税世帯でひとり親世帯
280円	上記を除き当該年度分の市民税非課税世帯
420円	上記を除き前年度分の所得税非課税世帯

■ ふれあい教室の利用が決まってからの約束ごとなど

利用料の納入方法

銀行などの口座振替を利用してください。入室許可書と一緒にお渡しする口座振替用紙に必要事項を記入のうえ、銀行などで手続きを行ってください。

口座振替の手続きができていない場合は納付書を送付しますので、納付期日までにお近くの銀行などでお支払いください。

退室する場合

ふれあい教室を退室する場合は、「退室届」を提出してください。用紙は各ふれあい教室、青少年育成課にあります。ホームページからもダウンロードできます。

月の15日以前に退室した場合は、該当月の利用料が半額となります。

次ページに続きます

利用料の減額

「児童が15日以前に退室した場合」と「16日以降に入室した場合」は、該当月の利用料を半額とします。（退室届の提出がない場合は、その期間は在籍となり、利用料が発生するのでご注意ください。）

日常生活における注意

★昼食

学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み、学校行事などの振替休業日）には、お弁当を持たせてください。現金や即席食品は持たせないでください。（昼食の用意はできません。）

★児童のお迎え

午後6時30分まで（時間外利用を申し込まれている方は午後7時まで）に必ず保護者または保護者にかわる方（大人）がお迎えにきてください。

※ふれあい教室の行き帰りは保護者の責任となります。

★欠席等の連絡

ふれあい教室を欠席、遅刻、早退するときは、事前にご連絡ください。ただし、学校休業日（土曜日・長期休業日など）は、当日の9時30分までに必ず連絡してください。

★児童の健康管理

体調のすぐれない児童は、健康状態が回復するまでお休みしてください。インフルエンザ等で学校の措置により、学級（学年）閉鎖された場合は、学級（学年）閉鎖された入室児童はその期間ふれあい教室をお休みください。

ふれあい教室において生じた怪我、病気については応急処置のみとなります。怪我の大きさ等により病院に行く場合は、保護者に連絡し、判断をお伺いすることがあります。（病院へお迎えをお願いします。）なお、治療費等の実費は保護者負担となります。

ふれあい教室と保護者との連絡

児童の生活指導などに関し、「おたよりカード」を配布するので、児童の日常生活での留意点は、必ず指導員に報告してください。

ふれあい教室からの連絡事項には、必ず確認したサインをしてください。